

庄内町総合教育会議運営要綱

平成 27 年 8 月 26 日
庄内町総合教育会議決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、庄内町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 町長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所ならびに会議に付すべき事項を開会日の 3 日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 町長は、法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づき、教育委員会から会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集しなければならない。

(会議)

第 3 条 会議の議長は町長が行う。

2 会議は、緊急を要する場合は、町長と教育長のみで開くことができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させることができる。

(傍聴)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催時刻の 20 分前から 5 分前までに、会場の入口で傍聴人受付簿に自己の住所、氏名及び年齢を記入し、指定の席に着かなければならない。

2 町長は、傍聴席が満員となったときは、傍聴人受付簿をもとに、先着順により傍聴人を決定するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、報道関係者で町長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴の禁止)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談話又は拍手をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音しないこと。ただし、町長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行

為をしないこと。

2 町長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないとき、又は前条第2項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録)

第9条 町長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者の氏名

(3) 調整及び協議の概要

(4) その他町長が会議において必要と認める事項

2 議事録は、町長と教育長の署名をもって決定し、公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しない部分については、この限りでない。

(事務局)

第10条 会議の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。